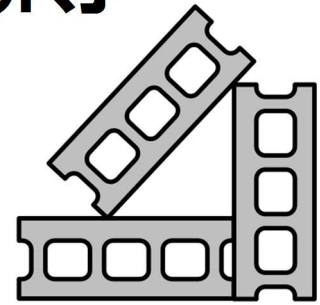


CB塀 除却

コンクリートブロック

柏市危険CB塀等 除却工事費 補助金

柏市内の危険CB塀等を除却する際の
費用の一部を柏市が補助します



1. 事前相談

建築指導課職員が現地に伺い、補助金交付対象となる危険CB塀等かを調査・判定します。補助金交付申請をする前に必ず、建築指導課にご相談ください。

2. 対象となる危険CB塀等

- 次のすべてに該当する柏市内のCB塀等※1
- ア 道路または敷地からの高さが原則として1.2mを超える
 - イ 建築基準法上の道路等及び通学路に面する

※1 CB造、石造、レンガ造、その他組構造の塀及びその基礎

3. 補助対象者（申請者）

- 次のすべてに該当する方
- ア 前述の2の危険CB塀等を所有している（共有の場合は共有者の委任が必要）
 - イ 市税を滞納していない
 - ウ 過去に除却工事費補助金を交付されていない（共有者も同じ）
 - エ 除却工事の目的が販売ではない

4. 除却工事施工者（業者）

柏市内・市外業者のどちらでも構いません。

5. 補助金の額・受付件数

【補助金の額】

「危険CB塀等の長さ×1万円/m」と「除却工事に要する経費」のいずれか低い額・千円未満の端数は切り捨て

【補助金の上限額】

- ア 道路等に面する場合：10万円
- イ 通学路に面する場合：20万円

【受付件数】

20件

6. 受付期間

令和6年5月7日（火）～12月2日（月）

7. ご注意ください

- ・ 除却工事の契約前に補助金交付申請をしてください。
- ・ 塀等を新設する場合は建築基準法の基準に適合する必要があります。また、地域によって地区計画等に係る手続きが必要です。

8. お問い合わせ

【柏市 都市部 建築指導課】

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
電話 04-7167-1145

【除却工事の流れ】

補助金交付申請準備・申請手続	1	事前相談 <input type="checkbox"/> 建築指導課に交付要件を確認します。	
	2	除却工事施工者の選定 <input type="checkbox"/> 除却工事を依頼する業者を選んで除却工事費見積書等の作成を依頼します。	Step1~2 ←●●●●●●
	3	補助金交付申請【様式第1号】 <input type="checkbox"/> 【契約前】に建築指導課に交付申請をします（契約後の申請は不可）。	Step3~4 ←●●●●●●
	4	補助金交付決定通知書の受理 <input type="checkbox"/> 建築指導課から【交付決定通知書】が発行されるので受け取ります。	Step5 ←●●●●●●

契約・除却工事実施	5	契約（書面による）・除却工事实施 <input type="checkbox"/> 施工者と契約します。	Step6 ←●●●●●●
	6	除却工事の実績に係る書類の受理 <input type="checkbox"/> 除却工事後に施工者から除却工事の実績に係る書類一式を受け取ります。	
	7	報酬の支払い・領収書の受理 <input type="checkbox"/> 施工者に除却工事費を支払います。	

除却工事結果報告・補助金交付請求	8	実績報告【様式第7号】 <input type="checkbox"/> 建築指導課に実績報告書一式を提出します。締切は【1月15日】です。	
	9	補助金確定通知書の受理 <input type="checkbox"/> 建築指導課から【確定通知書】が発行されるので受け取ります。	
	10	補助金交付請求【様式第9号】 <input type="checkbox"/> 補助金の振込口座を指定し建築指導課に交付請求します。	
	11	補助金の受領 <input type="checkbox"/> 柏市から指定の振込口座に補助金が振り込まれます。 <<終了>>	

★完了した手続きの□に✓することで進捗を確認できます。

★各様式は柏市Webサイトで取得できます。



契約タイミングに注意！

契約までの手続きは以下の順に進めてください。
順番を間違えると補助金が交付されません！

Step1 除却工事施工者（業者）を選ぶ

危険C B塀等の除却工事を依頼する業者を選びます。

Step2 業者に見積書作成を依頼する

選んだ業者に除却工事に要する経費の見積書の作成を依頼します。

Step3 その他の必要書類を用意する

- ①登記事項証明書又は納税通知書（課税明細書）②案内図 ③現況図 ④現況写真 を用意します。
- 案内図：塀等の場所を示した地図
- 現況図：塀等の図面
- 現況写真：塀等の写真

Step4 補助金交付申請書を提出する

補助金交付申請書（様式第1号）を作成して見積書・Step3で用意した書類と一緒に建築指導課に提出します。

Step5 交付決定通知書を受け取る

補助金交付決定通知書（様式第2号）が交付申請から数日後に建築指導課から発行されるので受け取ります。

Step6 業者と契約する

見積書を作成した業者と除却工事の契約をします。

★別紙「契約のタイミングにご注意を」でも上記内容を案内していますので、あわせてご確認ください。